

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人秋田県民間社会事業福利協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、秋田県内において障害者の支援、高齢者の福祉の増進、児童又は青少年の健全な育成等福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実を図り、もって県内における社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 社会福祉に係る非営利法人の退職共済事業
- (2) その他公益目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために必要な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事

の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第9条 この法人に、評議員20人以上30人以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第12条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招 集）

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議 長）

第17条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

（決 議）

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上13人以内
 - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長、1人を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 委員会

(委員会の設置)

第39条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規定によるものとする。

第12章 会 員

(会 員)

第40条 この法人は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする加入施設又は団体等の代表者（以下「事業主」という。）及び所属する施設又は団体等の個人を会員とする。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員の入退会及び会費等に関する規則によるものとする。

第13章 補 則

(委 任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は三浦憲一、常務理事は大和田勉とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩村 庄英	渡辺 正範	浅岡 仁	亀田 亮一	藤嶋 吉孝
柴田 昌子	成田 俊子	佐々木 正悦	栗森 悦子	石田 英樹
星野 健一	松田 茂喜	高山 則子	北嶋 幹雄	長谷川 元子
藤井 みはと	鈴木 卓	佐藤 峰子	佐藤 敏和	佐々木 一江
佐藤 芳知	大友 節子	花田 邦男	古川 美生子	吉泉 聡
渡部 祐子	佐々木 一雄	草薨 美奈子	佐藤 茂仁	嵯峨 靖子

別表 基本財産（第5条関係）

財 産 種 別	金 額 等
預 金	定期預金 300,000 円

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般財団法人秋田県民間社会事業福利協会（以下「福利協会」という。）定款第41条の規定に基づき、この法人の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 定款第40条に規定する会員は、次に掲げる者をいう。

- (1) 加入施設又は団体等の代表者(事業主)
- (2) 民間社会福祉施設に勤務する職員（非常勤職員等を除く）
- (3) 社会福祉を目的とする事業を営む民間団体に勤務する職員（非常勤職員等を除く）
- (4) その他理事会において、前号に掲げる職員に準ずると認められた者

(入会の手続きと資格の取得)

第3条 会員になろうとする者は、入会申込書（別記第1号様式）を当該事業主を経て理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、理事長が加入を認めた日から資格を取得する。

3 理事長は、会員の事業主を経て、入会決定通知書（別記第2号様式）及び会員証（別記第3号様式）を交付する。

(会員の義務)

第4条 会員は次の義務を負う。

- (1) 掛金の納入
- (2) 負担金の納入
- (3) 諸規程及び機関決定に服する義務

(事業主の義務)

第5条 会員の当該事業主は、次の義務を負う。

- (1) 負担金の納入
- (2) 会員の掛金の徴収及び納付
- (3) 諸規程及び機関決定に服する義務

(資格の喪失と退会の手続き及び除名)

第6条 会員は、次の各号の一に該当した日の翌日から、その資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき
- (3) 事業を廃止したとき
- (4) 第2条の各号に定める職員でなくなったとき

2 退職した会員が第2条に規定する施設又は団体等に14日以内に再就職したときは、異動届（別記第4号

様式)をすみやかに理事長に提出し、その承認を得て、ひきつづき会員となることができる。

3 会員が資格を喪失したときは、事業主は退会届(別記第5号様式)を14日以内に、理事長に提出しなければならない

4 正当な理由なくして3ヶ月以上、会員の掛金及び事業主の負担金(以下「拠出金」という。)を滞納したときは、理事会の議決を経て退会させることができる。

この場合、給付算定は行わないこととし、会員の掛金納入額を返還する。

返還する場合においては、利息それに類する額は付さないものとし、かつ返還後は福利協会に関しての一切の権利を失う。

5 会員・事業主双方から特別の事情による脱会(中途退会)について、その事由を証する書類を添付して申し出ある場合は、理事会の議決を経て退会させることができる。なお、次の各号の一に該当すること。

この場合、給付算定は行わないこととし、会員の掛金納入額を返還する。

返還する場合においては、利息それに類する額は付さないものとし、かつ返還後は福利協会に関しての一切の権利を失う。

(1) 事業主が脱会(中途退会)について、書面で会員全員の同意を得たとき。

(2) 会員が脱会(中途退会)について、書面で事業主の同意を得たとき。

6 定款及び施行細則に反するなどして、福利協会の名誉を著しく毀損、秩序を乱す行為をしたときは、理事会及び評議員会の議決を経て除名することができる。

除名しようとするときは、会員または事業主にあらかじめ通知するとともに、当該会員または事業主に除名の決議を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与える。

除名された場合は、給付算定は行わないこととし、拠出金の納入額は返還しない。かつ、福利協会に関しての一切の権利を失う。

(事業の種類)

第7条 定款第4条に定める事業は、次のとおりとする。

- (1) 退職金給付資金の給付
- (2) 死亡弔慰金の給付
- (3) 災害見舞金の給付
- (4) 傷病見舞金の給付
- (5) 結婚祝金の給付
- (6) 出産祝金の給付
- (7) 健康支援事業
- (8) 割引・優待斡旋事業
- (9) 団体研修旅行事業
- (10) 社会福祉法人福利厚生センター業務受託事業
- (11) その他必要と認められる福利厚生事業

(拠出金及び負担金の納付)

第8条 拠出金及び負担金の額は、別表第1による。

2 拠出金及び負担金の納付期限は、その月の末日までとする。

(延滞金)

第9条 正当な理由がなく、前条第2項に定める納付期限までに拠出金を納付しなかった場合は、その延滞した期間につき年10.95%の延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の計算は、当該拠出金の納付期限の翌日から納付の日までの日数に、前項の率で計算し、理事長の請求に基づき納付するものとする。

(給付の算定基準と請求の手続き)

第10条 退職金給付資金は事業主に対して給付する。但し、退職金給付資金以外の給付は、会員本人に対して行う。

2 第7条に定める給付の算定基準は次のとおりとする。

(1) 退職金給付資金（算定基準は別表第2による）及び年金又は一時金の支給については別に定める規程による。

(2) 死亡弔慰金・災害見舞金・傷病見舞金・結婚祝金・出産祝金の額は、別表第3による。

3 前項の給付を受けようとするときは、次の請求書を事業主を経て理事長に提出しなければならない。但し、退職金給付資金の請求者は事業主とする。

(1) 退職金給付資金請求書 (別記第6号様式)

(2) 死亡弔慰金請求書 (別記第7号様式)

(3) 災害見舞金請求書 (別記第8号様式)

(4) 傷病見舞金請求書 (別記第9号様式)

(5) 結婚祝金請求書 (別記第10号様式)

(6) 出産祝金請求書 (別記第11号様式)

4 前項第1号退職金給付資金請求書及び第2号死亡弔慰金請求書のうち、会員死亡の場合は、請求の提出は遺族とする。

5 第3項の請求書は、事実が発生した日から14日以内に提出しなければならない。

(給付の制限)

第11条 会員が自己の犯罪及びこれに準ずる重大な非行により退職したときは、理事会の議決を経て退職金給付資金の全部又は一部を支給しないことができる。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 旧寄付行為施行細則第1条・第2条・第6条第4項第5項第6項・第7条・第10条第6項及び別表第2の改正は、平成26年4月1日から施行する。但し、平成25年度までの貸付事業利用者については、現行の貸付事業運営規程をもって償還完了まで適用継続する。

別表第1

拠出金算定基準及び負担金納入額

本人・事業主	本人の掛金及び事業主の負担金算定基準	負担金納入額
本人の掛金	基準給月額 × 35/1,000	毎月 400円
事業主の負担金	基準給月額 × 35/1,000	—

付記 (1) 基準給月額は毎年10月1日現在の本俸（社会福祉施設の場合は、特殊業務手当を含む。）とし、その年の10月から翌年の9月までの各月につき適用する。
ただし休職等により10月1日現在において減給されている場合においても原則としてその基準給の減給は行わないものとする。
また、その基準給が他の職員と対比して著しく増給となった場合は、あらかじめ福利協会の承認を得るものとする。

(2) 新たに会員となった者に係る拠出金の基礎となる基準給は、加入月の本俸（社会福祉施設の場合は、特殊業務手当も含む。）とし、その月から最初に到来する9月までの各月につき適用するものとする。

(3) 基準給月額の上限は300,000円とする。

別表第2

退職金給付資金算定基準

- (1) 拠出金を納入した全加入期間平均基準給×支給率（下表）
(2) 但し、基準給の上限は300,000円とする。
(3) 支給率表

年数 \ 月数	0	1ヶ月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0年		0.035	0.070	0.105	0.140	0.175	0.210	0.245	0.280	0.315	0.350	0.385
1	0.475	0.522	0.570	0.617	0.665	0.712	0.760	0.807	0.855	0.902	0.950	0.997
2	1.045	1.092	1.140	1.187	1.235	1.282	1.330	1.377	1.425	1.472	1.520	1.567
3	1.615	1.662	1.710	1.757	1.805	1.852	1.900	1.947	1.995	2.042	2.090	2.137
4	2.185	2.232	2.280	2.327	2.375	2.422	2.470	2.517	2.565	2.612	2.660	2.707
5	2.755	2.810	2.865	2.920	2.975	3.030	3.085	3.140	3.195	3.250	3.306	3.361
6	3.420	3.475	3.530	3.585	3.640	3.695	3.750	3.805	3.860	3.915	3.971	4.026
7	4.085	4.140	4.195	4.250	4.305	4.360	4.415	4.470	4.525	4.580	4.636	4.691
8	4.750	4.805	4.860	4.915	4.970	5.025	5.080	5.135	5.190	5.245	5.301	5.356
9	5.415	5.470	5.525	5.580	5.635	5.690	5.745	5.800	5.855	5.910	5.966	6.021
10	6.080	6.277	6.475	6.672	6.870	7.068	7.265	7.463	7.660	7.858	8.056	8.253
11	8.455	8.517	8.580	8.643	8.705	8.768	8.831	8.893	8.956	9.019	9.082	9.144
12	9.215	9.286	9.357	9.428	9.500	9.571	9.642	9.713	9.785	9.856	9.927	9.998
13	10.070	10.141	10.212	10.283	10.355	10.426	10.497	10.568	10.640	10.711	10.782	10.853
14	10.925	10.996	11.067	11.138	11.210	11.281	11.352	11.423	11.495	11.566	11.637	11.708
15	11.780	11.858	11.937	12.016	12.095	12.174	12.253	12.331	12.410	12.489	12.568	12.647
16	12.730	12.808	12.887	12.966	13.045	13.124	13.203	13.281	13.360	13.439	13.518	13.597
17	13.680	13.758	13.837	13.916	13.995	14.074	14.153	14.231	14.310	14.389	14.468	14.547
18	14.630	14.708	14.787	14.866	14.945	15.024	15.103	15.181	15.260	15.339	15.418	15.497
19	15.580	15.896	16.212	16.529	16.845	17.161	17.478	17.794	18.110	18.427	18.743	19.059
20	19.380	19.458	19.537	19.616	19.695	19.774	19.853	19.931	20.010	20.089	20.168	20.247

月数 年数	0	1ヶ月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
21年	20.330	20.408	20.487	20.566	20.645	20.724	20.803	20.881	20.960	21.039	21.118	21.197
22	21.280	21.358	21.437	21.516	21.595	21.674	21.753	21.831	21.910	21.989	22.068	22.147
23	22.230	22.308	22.387	22.466	22.545	22.624	22.703	22.781	22.860	22.939	23.018	23.097
24	23.180	23.266	23.352	23.439	23.525	23.612	23.698	23.785	23.871	23.958	24.044	24.130
25	24.225	24.311	24.397	24.484	24.570	24.657	24.743	24.830	24.916	25.003	25.089	25.175
26	25.270	25.356	25.442	25.529	25.615	25.702	25.788	25.875	25.961	26.048	26.134	26.220
27	26.315	26.401	26.487	26.574	26.660	26.747	26.833	26.920	27.006	27.093	27.179	27.265
28	27.360	27.446	27.532	27.619	27.705	27.792	27.878	27.965	28.051	28.138	28.224	28.310
29	28.405	28.491	28.577	28.664	28.750	28.837	28.923	29.010	29.096	29.183	29.269	29.355
30	29.450	29.512	29.575	29.638	29.700	29.763	29.826	29.888	29.951	30.014	30.077	30.139
31	30.210	30.272	30.335	30.398	30.460	30.523	30.586	30.648	30.711	30.774	30.837	30.899
32	30.970	31.032	31.095	31.158	31.220	31.283	31.346	31.408	31.471	31.534	31.597	31.659
33	31.730	31.792	31.855	31.918	31.980	32.043	32.106	32.168	32.231	32.294	32.357	32.419
34	32.490	32.552	32.615	32.678	32.740	32.803	32.866	32.928	32.991	33.054	33.117	33.179
35	33.250	33.312	33.375	33.438	33.500	33.563	33.626	33.688	33.751	33.814	33.877	33.939
36	34.010	34.072	34.135	34.198	34.260	34.323	34.386	34.448	34.511	34.574	34.637	34.699
37	34.770	34.832	34.895	34.958	35.020	35.083	35.146	35.208	35.271	35.334	35.397	35.459
38	35.530	35.592	35.655	35.718	35.780	35.843	35.906	35.968	36.031	36.094	36.157	36.219
39	36.290	36.352	36.415	36.478	36.540	36.603	36.666	36.728	36.791	36.854	36.917	36.979
40	37.050											

別表第3

種 別	摘 要	給 付 金 額
死亡弔慰金	会員死亡の場合（※夫婦会員の場合、本人死亡、配偶者） 死亡請求の二つを該当させる	50,000円
	配偶者の死亡の場合	30,000円
	配偶者以外の被扶養者死亡の場合 （※被扶養者とは、「会員の18歳未満の子と60歳以上の実 父母及び養父母並びに義父母」をいう。なお、会員と生 計を一にしてかつ同居しているものに限る。）	10,000円
災害見舞金	住居又は家財の全部焼失、（※夫婦会員、親子（家族）会 滅失、損害の場合 員の場合も全部該当させる）	80,000円
	住居又は家財の1/2以上（※同 上） 焼失、滅失、損害の場合	50,000円
	住居又は家財の1/3以上（※同 上） 焼失、滅失、損害の場合	26,000円
傷病見舞金	続けて3週間以上勤務を休んで、疾病又は負傷により療養を 受けた場合、但し当該年度一回とする	10,000円
結婚祝金	会員が結婚した場合（※会員同士の場合は両方該当する）	20,000円
出産祝金	会員又は配偶者が分娩した場合 （※夫婦会員の場合は両方該当する。なお死産の場合は 「祝金」に該当させない。但し、死産等で入院した場合、 「傷病見舞金」の内容にあうなら、これを該当させる。） 又、多胎の場合は一回分として扱う。	20,000円
※ 付記事項	これらの給付の摘要によりがたい場合は、理事長が決定する。	

入 会 申 込 書

異動コード 委託番号 法人番号 事業所番号

5	1	2	0	1	3
---	---	---	---	---	---

平成 年 月 日

加入者番号 (記入しないでください)	加入者氏名		性別	出生年月日	出生年月日	採用年月日	給与月額		職種
	A		C	D	E	F	H	I	J

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円		
(漢字)												

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円		
(漢字)												

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円		
(漢字)												

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円		
(漢字)												

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円		
(漢字)												

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会定款及び同施行細則承諾の上、上記職員（人）が貴会へ入会することを承諾します。なお、記載事項は、事実と相違ありません。

1 加入者氏名について

氏名欄の1桁目より記入し、姓と名は1桁あけ、濁点、半濁点は1文字として記入して下さい。

2 性別・年号については次のコードを使って下さい。

(性別) 男性：1、女性：2

(年号) 明治：1、大正：2、昭和：3、平成：4

3 職種について

事務局で決定しているコード表を参照の上記入して下さい。

4 1枚目のみ押印して下さい。

4 3枚1組のまま提出して下さい。

所在地

事業所

名 称

代表者の氏名



入会決定通知書

異動コード	委託番号	法人番号	事業所番号
-------	------	------	-------

5	1	2	0	1	3
---	---	---	---	---	---

平成 年 月 日

加入者番号 (記入しないでください)	性別	加入者氏名			出生年月日			採用年月日			給与月額			職種									
		A			C			D			E			F			H			I			J

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円	円	円
(漢字)															

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円	円	円
(漢字)															

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円	円	円
(漢字)															

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円	円	円
(漢字)															

(カタカナ)	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	円	円	円
(漢字)															

上記の者は、本会への入会を決定しましたので、この旨入会申込書に通知して下さい。拠出金は、
から納入して下さい。なお、福利協会会員証は別添のとおりです。

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 (印)

所在地

事業所

名称

代表者の氏名

殿

第 号

会 員 証

施設又は団
体等の名称

職 名

氏 名

上の者、一般財団法人秋田県民間社会事業福利協会会員であることを証明する。

平成 年 月 日

一 般
財団法人 秋田県民間社会事業福利協会



秋田県民間社会事業福利協会 異 動 届

ふりがな 会員氏名			
性別・生年月日	男・女	年 月 日	生
加入者番号及び 入会年月日	(加入者番号)	年 月 日	入会
異動後の本俸	※ 異動先の本俸を記入して下さい。		円

	旧 (異動前)	新 (異動後)
法人番号 事業所番号	法人番号・事業所番号 () ()	法人番号・事業所番号 () ()
法人・施設又は 団体等の名称		
異動年月日	年 月 日 退職	年 月 日 再就職
職名の変更	(職名 ・ 職種区分 コード番号)	(職名 ・ 職種区分 コード番号)

上記のとおり異動しましたので、会員期間を通算してください。	年 月 日
一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 殿	氏 名 印

上記のことについて同意します。	
	(〒)
異動前	所在地 法人・施設又は 団体などの名称 代表者名
	印
	(〒)
異動前	所在地 法人・施設又は 団体などの名称 代表者名
	印

秋田県民間社会事業福利協会
 会員継続異動確認通知書

ふりがな 会員氏名			
性別・生年月日	男・女	年	月 日 生
加入者番号及び 入会年月日	(加入者番号)	年	月 日入会
異動後の本俸	※ 異動先の本俸を記入して下さい。		円

	旧 (異動前)	新 (異動後)
法人番号 事業所番号	法人番号・事業所番号 () ()	法人番号・事業所番号 () ()
法人・施設又は 団体等の名称		
異動年月日	年 月 日 退職	年 月 日 再就職
職名の変更	(職名 ・ 職種区分 コード番号)	(職名 ・ 職種区分 コード番号)

上記のとおり報告ありました会員の継続異動について確認をしましたので、通知します。

なお、下記内容にて、異動前法人にあっては異動対象者の事業主負担金累計額の取り崩しを行って下さい。

平成 年 月 日

異動前法人代表者

殿

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長



前年度事業主 負担金累計額	当年度事業主 負担金累計額	事業主負担金累計額
	(月 ~ 月分)	

秋田県民間社会事業福利協会
 会員継続異動確認通知書

ふりがな 会員氏名			
性別・生年月日	男・女	年 月 日	生
加入者番号及び 入会年月日	(加入者番号)	年 月 日	入会
異動後の本俸	※ 異動先の本俸を記入して下さい。		円

	旧 (異動前)	新 (異動後)
法人番号 事業所番号	法人番号・事業所番号 () ()	法人番号・事業所番号 () ()
法人・施設又は 団体等の名称		
異動年月日	年 月 日 退職	年 月 日 再就職
職名の変更	(職名・職種区分 コード番号)	(職名・職種区分 コード番号)

上記のとおり報告ありました会員の継続異動について確認をいたしましたので、通知します。
 なお、下記内容にて、異動後法人にあっては異動対象者の事業主負担金累計額を引き継ぎ、資産計上の処理を行って下さい。

平成 年 月 日

異動後法人代表者

殿

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長



前年度事業主 負担金累計額	当年度事業主 負担金累計額	事業主負担金累計額
	(月～ 月分)	

秋田県民間社会事業福利協会 理事長 殿

異動コード 委託番号 法人番号 事業所番号

670013

秋田県民間社会事業福利協会
退 会 届

平成 年 月 日

加入者番号	退職年月日	退職事由	加入者氏名	備考
-------	-------	------	-------	----

年	月	日		
---	---	---	--	--

年	月	日		
---	---	---	--	--

年	月	日		
---	---	---	--	--

年	月	日		
---	---	---	--	--

年	月	日		
---	---	---	--	--

記入上の注意

- 1 年号・退職事由について
(年 号) 明治：1、大正：2
昭和：3、平成：4
(退職事由) 死亡：1、自己都合：2
定年退職等：3、その他：9
- 2 代表者押印について
1 枚目のみ押印して下さい。
- 3 3枚1組のまま提出して下さい。

上記のものは、一般財団法人秋田県民間社会事業福利協会定款
施行細則第6条1項により資格を喪失したので届出します。

名 称

事業所

所在地

代表者の氏名



平成 年 月 日

秋田県民間社会事業福利協会 退 会 確 認 通 知 書

異動コード	委託番号	法人番号	事業所番号
670013			

加入者番号	退職年月日	退 職 事 由	加 入 者 氏 名	備 考
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

記入上の注意
 1 年号・退職事由について
 (年 号) 明治：1、大正：2
 昭和：3、平成：4
 (退職事由) 死亡：1、自己都合：2
 定年退職等：3、その他：9
 2 代表者押印について
 1 枚目のみ押印して下さい。
 3 3枚1組のまま提出して下さい。

上記のとおり確認しましたので通知します。

秋田県民間社会事業福利協理事長

名 称
事業所
所在地
代表者の氏名

殿

様式第7号

会 員 者 配 偶 者 被 扶 養 者 死 亡 弔 慰 金 請 求 書			
請 求 金 額	一 金 円 也		
加 入 者 番 号	法 人 番 号 () 事 業 所 番 号 () 加 入 者 番 号	加 入 年 月 日	年 月 日
職 氏 名			
死 亡 者	氏 名 会 員 と の 続 柄 年 月 日 生		
死 亡 年 月 日 原 因	年 月 日 死 亡		
被 扶 養 者 第 1 順 位 者	(千) 住 所 氏 名		
事 業 主 の 証 明 ④	死 亡 し た こ と を 証 明 す る。 (千) 施 設 又 は 団 体 等 の 住 所 事 業 主 名 ④		
上 の と お り 死 亡 し た の で 、 死 亡 弔 慰 金 を 請 求 し ま す 。 年 月 日 住 所 (千) 氏 名 ④ ・ 銀 行 支 店 ⑤ 口 座 番 号 ふりがな 本 人 名 義 ※ ふ り が な は 必 ず し て 下 さ い 。 一 般 財 団 法 人 秋 田 県 民 間 社 会 事 業 福 利 協 会 理 事 長 殿			
備 考	戸 籍 抄 本 は 戸 籍 記 載 事 項 証 明 書 若 し く は 死 亡 診 断 書 を 添 付 す る こ と 。		

災 害 見 舞 金 請 求 書			
請 求 金 額	一 金 円 也		
加 入 者 番 号	法人番号 () 事業所番号 () 加入者番号	加入年月日	年 月 日
職 氏 名			
災 害 の 種 類	1. 住居又は家財の全部焼失滅失損害 2. 住居又は家財の1/2以上焼失滅失損害 3. 住居又は家財の1/3以上焼失滅失損害		
罹 災 年 月 日	年 月 日		
罹 災 原 因			
罹 災 場 所			
罹 災 程 度 (詳細に記入 すること)			
事 業 主 の 証 明 ⑩	上のおおりに相違ないことを証明する。 (〒) 施設又は団体等の 住 所 事 業 主 名 ⑩		
上の理由により、災害見舞金を請求します。 年 月 日 (〒) 住 所 氏 名 ⑩ ・ 銀行 支店 ⑩ 口座番号 ⑩ ふりがな 本人名義 ※ふりがなは必ずして下さい。			
一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 殿			
備 考	1. 市町村長の罹災状況証明書を添付すること。 2. 罹災程度欄には罹災状況を詳細に記入するとともに、火災のときは全半焼の区別、損害見積額、借家の区別等詳細に記入すること。		

傷病見舞金請求書			
請求金額	一金 円也		
加入者番号	法人番号 () 事業所番号 () 加入者番号	加入年月日	年 月 日
職氏名			
病名			
病院名			
経過			
事業主の 証明 印	3週間以上勤務を休んで療養したことを証明する。 (〒) 施設又は団体等の 住 所 事業主名 印		
<p>上の理由により傷病見舞金を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(〒)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">・ 銀行 支店 普 口座番号</p> <p style="text-align: right;">ふりがな 本人名義</p> <p style="text-align: right;">※ふりがなは必ずして下さい。</p>			
一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 殿			

結 婚 祝 金 請 求 書			
請 求 金 額	一 金 円 也		
加 入 者 番 号	法人番号 () 事業所番号 () 加入者番号	加入年月日	年 月 日
職 氏 名			
婚 姻 年 月 日	年 月 日		
配 偶 者	住 所 氏 名		
事 業 主 の 証 明 ⑩	結婚したことを証明する。 (〒) 施設又は団体等の 住 所 事 業 主 名 印		
<p>上のおおり、結婚祝金を請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(〒)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">・ 銀行 支店 ⑩ 口座番号</p> <p style="text-align: center;">.....</p> <p style="text-align: right;">ふりがな 本人名義</p> <p style="text-align: right;">※ふりがなは必ずして下さい。</p>			
<p>一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 殿</p>			

秋田県民間社会事業福利協会 退職金給付資金決定通知書

年 月 日

(法人代表者)

殿

(退職者本人)

殿

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 印

下記のとおり退職金給付資金を決定し、送金しましたので通知します。

法人番号	事業所番号	加入者番号			
退 職 者	氏 名				
	退職時の法人・事業所名				
	勤 続 期 間	自 年 月 日	} 期間 年 ヵ月		
		至 年 月 日			
支 給 内 訳	受 給 者	退 職 者 本 人 ・ 遺 族 ()			
	退 職 金 支 給 額 (送 金 額)	円	貸付金未償還額 円	相殺後の支給額 円	
	積 算 内 容	拠出金を納入した全加入期間平均基準額 × 支給率 = 支給額 (拠出金支払通算期間 年 ヵ月)			
振 込 銀 行	法人口座・委任状による指定口座				
	銀 行 名	銀行		支店	
	預金種目・口座番号	1. 普 通 No. 2. 当 座			
	口 座 名 義				

会計処理内訳……新会計基準を参照願います。本会ホームページに掲載しています。

支 給 内 訳	退 職 金 (源泉徴収票上の支払金額)	円	
	本 人 掛 金 累 計 額	円	
	支 給 合 計	円	
拠 納 付 内 金 訳	本 人 掛 金 累 計 額	円	
	事 業 主 負 担 金 累 計 額	円	
	合 計	円	

拠出金納付督促通知書

年 月 日

殿

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 印

年 月 日現在下記のとおり、拠出金が未納となっておりますので 年 月 日までに必ず納付してください。

なお、指定期日までに納付されない場合には、一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会定款施行細則第9条に定める延滞金を徴収しますので、ご注意ください。

記

施設又は団体等の名称	
未納拠出金額	円
内 訳	年 月分 円 (人分) 年 月分 円 (人分) 年 月分 円 (人分) 年 月分 円 (人分)

延滞金裁定通知書

年 月 日

殿

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 

貴施設（団体）の延滞金について審査した結果、下記のとおり裁定したので通知します。

記

施設又は団体等の 名 称	
延滞金についての 裁 定 結 果	

会 員 氏 名 変 更 届

年 月 日

一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会理事長 殿

(〒)

施設又は団体等
の 住 所

事 業 主 名

印

下記の会員の氏名に変更があったのでお届けします。

施設又は団体等 の 名 称	法人番号 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/> 事業所番号 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/>
ふ り が な 変 更 前 の 氏 名	加入者番号 第 号
ふ り が な 変 更 後 の 氏 名	※ふりがなは必ずしてください。
変 更 年 月 日	平成 年 月 日
変 更 事 由	